

事務連絡  
令和2年12月23日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
事務局

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係告示の一部を改正する告示の施行について（周知）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり畜水産安全管理課長事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡  
令和2年12月21日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係告示の一部を改正する告示の施行について（周知）

このことについて、別添写しのとおり、都道府県畜産主務部長宛てに通知したのでお知らせします。





事務連絡  
令和2年12月21日

都道府県畜産主務部長 殿

消費・安全局畜水産安全管理課長

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係告示の一部を改正する告示の施行について（周知）

このことについて、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、・・・緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされたところです。

当課所管の以下の告示を始めとする農林水産省関係告示中の押印を求める規定、様式中の押印欄等の削除など所要の規定の整備を行う、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係告示の一部を改正する告示（令和2年12月21日農林水産省告示第2445号）が本日公布され、施行されましたのでお知らせします。

#### 記

- ・動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林省告示第637号）
- ・動物医薬品検査所依頼試験検査規程（昭和62年9月3日農林水産省告示第1233号）



12 規則第48条第1項の申請書の様式

イ 保安林指定 (解除) 申請書

農林水産大臣 (都道府県知事) 殿

住所 申請者氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

年 月 日

次の森林について保安林の指定 (指定の解除) をされたく、森林法第27条第1項の規定により申請します。

| 森林の所在場所 |    |    |    | 全面積 |    | 要指定 (解除) 集積又は見込面積 | 森林所有者の氏名又は名称及び住所 | 備考 |
|---------|----|----|----|-----|----|-------------------|------------------|----|
| 都道府県    | 市郡 | 町村 | 大字 | 字   | 地番 |                   |                  |    |
|         |    |    |    |     |    | ha                |                  |    |
|         |    |    |    |     |    | ha                |                  |    |
|         |    |    |    |     |    | ha                |                  |    |

指定 (指定の解除) の理由

- 注意事項
- 1 指定 (指定の解除) の理由は、具体的に記載すること。
  - 2 面積は、小数第4位まで記載すること。
  - 3 添付する図面は、次の様式によること。

保安林指定 (解除) 図

森林の所在場所 都道府県 市郡 町村 大字 字 地番

- 注意事項
- 1 図面の縮尺及び方位を記載すること。
  - 2 次の表の事項欄に掲げる事項については、同表の記号欄に掲げる記号を使用すること。
  - 3 要指定 (解除) 地及びその隣接地について当該土地の地番及び地目を記載すること。
  - 4 要指定 (解除) 地は、赤色で薄く着色すること。

| 事項                | 記号   | 事項  | 記号 |
|-------------------|------|-----|----|
| 都道府県界             | →←   | 市郡界 | —  |
| 町村界               | →←   | 大字界 | —  |
| 字界                | →←   | 番界  | —  |
| 要指定 (解除) 地の区域の境界線 | (赤線) |     |    |

ロ 保安林 (保安施設地区) 指定施業要件変更申請書

農林水産大臣 (都道府県知事) 殿

住所 申請者氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

年 月 日

次の森林について指定施業要件を変更されたく、森林法第33条の2第2項 (第44条において準用する同法第33条の2第2項) の規定により申請します。

| 森林の所在場所 |    |    |    | 面積 (実測又は見込) | 森林所有者の氏名又は名称及び住所 | 備考 |
|---------|----|----|----|-------------|------------------|----|
| 都道府県    | 市郡 | 町村 | 大字 |             |                  |    |
|         |    |    |    | ha          |                  |    |

変更希望内容及びその理由

- 注意事項
- 1 変更希望内容及びその理由は、具体的に記載すること。
  - 2 面積は、小数第4位まで記載すること。
  - 3 添付する図面の様式は、イの申請書に添付する図面の様式に準すること。

13中「四」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3を注意事項2とし、注意事項4を注意事項3とする。

14中「四」を削り、注意事項2を削り、注意事項3を注意事項2とし、注意事項4から注意事項9までを一ずつ繰り上げる。

15中「四」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3から注意事項5までを一ずつ繰り上げる。

16中「四」を削り、注意事項2を削り、注意事項3を注意事項2とし、注意事項4を注意事項3とし、注意事項5を注意事項4とする。

17中「四」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3から注意事項5までを一ずつ繰り上げる。

18中「四」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3から注意事項7までを一ずつ繰り上げる。

19中「四」を削り、注意事項2を削り、注意事項3を注意事項2とし、注意事項4を注意事項3とする。

20中「四」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3から注意事項5までを一ずつ繰り上げる。

21中「四」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3を注意事項2とし、注意事項4を注意事項3とする。

22、23及び26中「四」を削る。

28中「四」を削り、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3から注意事項6までを一ずつ繰り上げる。

29中「四」を削り、注意事項2を削り、注意事項3を注意事項2とし、注意事項4を注意事項3とし、注意事項5を注意事項4とする。

第六条 動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「四〇」及び「四一」を削る。

第七条 昭和五十九年八月十六日農林水産省告示第六百四十五号（漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

1を次のように改める。  
1 災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）

年災害復旧事業計画概要書  
（災害復旧事業補助計画概要書）

号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）知事

年 月 発生した災害により被害を受けたので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の4の規定に基づき、災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）を別紙のとおり提出する。



(C) 本工事費内訳表

| 費目 | 工種 | 種別 | 細別 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |    |    | 円  |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |

(D) 附帯工事費内訳表

| 費目 | 工種 | 種別 | 細別 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |    |    | 円  |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |

(E) 測量及び試験費内訳表

| 費目 | 工種 | 種別 | 細別 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |    |    | 円  |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |    |    |

(F) 用地費及び補償費内訳表

| 費目 | 細別 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 円  | 円  |    |
|    |    |    |    |    |    |    |

(G) 船舶及び機械器具費内訳表

| 区分 | 名称 | 形状、寸法、規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|----|----|----------|----|----|----|----|
|    |    |          |    | 円  | 円  |    |
|    |    |          |    |    |    |    |

(H) 船舶及び機械器具損料内訳表

| 区分 | 名称 | 形状、寸法、規格 | 数量 | 使用日数 | 日基準損料 | 金額 | 摘要 |
|----|----|----------|----|------|-------|----|----|
|    |    |          |    | 日    | 円     | 円  |    |
|    |    |          |    |      |       |    |    |

(I) 営繕費内訳表

| 区分 | 名称 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 円  | 円  |    |
|    |    |    |    |    |    |    |

(J) 工事雑費内訳表

| 区分 | 細別 | 金額 | 積算根拠 |
|----|----|----|------|
|    |    | 円  |      |
|    |    |    |      |

(K) 応急工事費内訳表

| 費目        | 金額 | 摘要 |
|-----------|----|----|
| 本工事費      | 千円 |    |
| 附帯工事費     |    |    |
| 測量及び試験費   |    |    |
| 用地費及び補償費  |    |    |
| 船舶及び機械器具費 |    |    |
| 営繕費       |    |    |
| 工事雑費      |    |    |
| 計         |    |    |

- 注
- 「工事番号」欄には、(イ)の一覧表の「工事番号」欄に記載した工事番号を記載すること。
  - 「施設名」欄及び「地区名又は漁港名」欄には、(イ)の一覧表の「施設名」欄及び「地区名又は漁港名」欄の記載に準じて記載すること。
  - (A)表の「決定」欄には、記載しないこと。
  - (A)表の「被災原因その他」欄には、災害原因及び復旧を要する理由を記載すること。
  - (B)表の「応急工事費」欄には、施行令第2条第2項に規定する応急工事費等の合計額を記載すること。
  - 設計書には、平面図、構造図及び縦横断面図並びに数量及び単価の積算の基礎を明らかにした書類を添付すること。
  - 施行令第2条第2項に規定する応急工事費等で、この計画概要書又は補助計画概要書の提出の遅延に着手し、又は完了しているものがあるときは、その提出時における当該工事の積算設計書を添付すること。
  - (K)表の「応急工事費内訳表」に計上された各費目については、(C)表から(J)表までの各表に準じた内訳表を作成すること。



2 及び 3 中「国」を削ぐ。  
 9 から 8 までの様式中「国」を削ぐ。  
 第八條 平成十五年九月十二日農林水産省告示第千四百十九号（農業経営基盤強化促進法第三十二條の農林水産大臣が定める基準等を定める件）の一部を次のように改正する。  
 別記様式一中「(印)」を削り、「備考 3 を削り、「備考 4 を備考 3 とし、「備考 5 から備考 11 までを一ちし繰り上げる。  
 別記様式 2 中「(印)」を削り、「備考の 4」を「備考の 3」に改め、「備考 3 を削り、「備考 4 を備考 3 とし、「備考 5 から備考 12 までを一ちし繰り上げる。  
 第九條 日本農林規格等に関する法律施行規則第四十六條第二項の農林水産大臣が定める農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準等（平成十八年二月七日農林水産省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。  
 別記様式 1 第 1 項なら別記様式 2 第 1 項を削り、次のように改める。

様式第一号

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名

住 所

代 表 者 氏 名

認証<変更>報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 47 条第 6 項 [第 66 条において準用する同規則第 47 条第 6 項] の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
  - 2 当該認証に係る者の取扱業者又は外国取扱業者の別
  - 3 施行規則第 46 条第 2 項に規定する農林物資についての認証である旨及び当該農林物資の種類
  - 4 当該認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
  - 5 当該認証の年月日
- 備考 変更の報告にあつては、当該変更に係る事項のみを記載すること。

様式第二号

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名

住 所

代 表 者 氏 名

業務停止請求報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 47 条第 6 項 [第 66 条において準用する同規則第 47 条第 6 項] の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第 46 条第 2 項に規定する農林物資についての請求である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該請求の年月日
- 5 当該請求の理由

様式第三号

農林水産大臣 殿

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名

住 所

代 表 者 氏 名

認証事業者の業務廃止報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則 (昭和25年農林省令第62号) 第47条第6項 [第66条において準用する同規則第47条第6項] の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該廃止の年月日

様式第四号

農林水産大臣 殿

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名

住 所

代 表 者 氏 名

認証取消報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則 (昭和25年農林省令第62号) 第47条第6項 [第66条において準用する同規則第47条第6項] の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての取消しである旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該取り消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該取消しの年月日
- 5 当該取消しの理由

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替って使用するを許す。